

高山村消防団よりおしらせ

後藤団長就任

トスしくお願いします

令和6年4月1日(月)、後藤英樹副団長が 村長より、高山村消防団長を任命されました。

入団以来、21年にわたり消防活動に尽力し、 班長、分団長、副団長を歴任し団長に就任し ました。常に冷静沈着であり、現場や各組織 に対し、的確な指示で統率する頼もしい団長 であります。

村を大切にし、人情を大切にしている人柄のため、消防団の更なる士気向上が期待されます。

今後は、都筑前団長の功績を引き継ぎ、「自



都筑団長退任

大変お疲れ様でした

令和6年3月31日(日)をもって、都筑尚幸消防団長が退任となりました。

団員歴24年のうち団長3年、副団長8年と永年に渡り本部役員としてご尽力いただきました。

現場活動では、非常に優れた技術と知識を活かした 指揮と、「人を守る、団員を守る」という熱い思いで団 を統率していただきました。

また、団員の処遇改善、活動内容の見直し、消防自動車集約、女性の入団等、課題に積極的に取り組み、消防団組織再編計画を策定するなど、消防団運営の円滑化を図られたことは大きな功績であり、歴史に残る改革をなされました。

自らを犠牲にしても消防団のため、団員のために動くことが、消防団を守ること、高山村を守ることだという強い信念と思いやりを持ったお方でした。

これまでの消防団活動に対し、感謝するとともに、今後 のご活躍とご健勝をお祈りい たします。



こ じま けいすけ **小嶋 圭祐**

高山駐在所長が替わりました 高山村の治安維持のため、令和3年3月



高山村の治安維持のため、令和3年3月から3年間にわたりご尽力いただいた茂呂田警部補が、去る3月22日付けで群馬県警察本部へ異動になりました。

今までのご尽力に対しまして、心から感謝申し上げるとともに、これからの益々のご活躍をお祈りいたします。

後任として沼田警察署生活安全課 生活 安全係より、小嶋警部補が着任されました。 奥様とお子様の3人家族です。

地域でできることと、警察行政の力を借りなければできないことがありますので、お互いに協力して安心、安全な生活ができる高山村を築きましょう。

高山村地域振興券を交付します

事業目的

高山村の地域経済の活性化および村民の生活支 援と消費拡大として、村内登録事業所で使用でき る地域振興券を交付いたします。

●振興券の交付概要

交付内容

70歳未満 3,000円分交付(500円券×6枚) 70歳以上 5,000円分交付(500円券×10枚)

交付時期 5月中を目処に郵送予定 使用期限 令和6年12月31日(火)まで

●振興券の対象者および交付方法

交付対象者

令和6年4月1日時点において、村の住民基 本台帳に登録されている者

交付方法

- ・交付対象者が属する世帯の世帯主に世帯全員 分の振興券を郵送いたします。
- ・住所不明、その他の理由により返戻された場 合には、再送付いたしません。
- ・返戻された振興券の送付先と同一人が、高山 村地域振興券交付申請書(別記様式第1号)に 公的身分証明書の写しを添えて申請した場合 に振興券を交付いたします。

●振興券の取扱事項

利用対象

振興券取扱店において、取扱店が取り扱う商 品およびサービスについて利用できます。

利用対象外

次に該当するものは振興券での利用ができま せん。

- ・不動産および金融商品
- ・商品券やプリペイドカード等の換金性の高 いもの
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・医療保険等に係る一部負担金または介護サ ービス利用者負担額
- ・その他村長が適当でないと認めたもの

その他事項

- ・有効期間後は無効とします。また、買戻し はできません。
- ・ 釣銭は支払われません。(不足分は現金等で の支払い)
- ・発行者印のないものは無効です。
- ・盗難、紛失または滅失等に対して、発行者 は責を負いません。
- ●その他 使用できる取扱店等の詳細につきまし ては、振興券と一緒に同封いたします。



高山村地域振興券取扱店(新規)を募集します

●取扱店の登録

登録資格

・村内に本社、営業所、店舗等を有している法 人または個人事業主

※令和5年度に取扱店登録を行った事業者は申 請不要です。

- ※次に該当する事業者等は取扱店として登録で きません。
- ・医療機関、介護福祉サービスに類する業種
- ・高山村暴力団排除条例(平成24年条例第19号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴 力団員等に該当するもの
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関 する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1 項に規定する風俗営業に該当するものおよび これに類する業種

登録方法

取扱店として登録する事業者等は、高山村役 場地域振興課に用意してある「高山村地域振興 券取扱店登録申請書(別記様式第2号) | に必要 事項を記入・押印し、提出してください。

提出窓口

高山村役場 地域振興課

申し込み期間

随時募集

取扱店

取扱店として登録された事業者等には、村よ り高山村地域振興券取扱店登録決定通知書(別 記様式第3号)および取扱店ポスター、振興券見 本券、高山村地域振興券換金請求書(別記様式第 3号)を配布いたします。取扱店については、村 において一覧を作成し公表いたします。

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

information

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも長年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。(令和6年4月現在)

○在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日および1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

- (1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。
- (2)介護保険法による介護認定の要介護4または5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所および入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)

※詳しくは住民課(☎0279-63-2111(内線:62))までお問い合わせく ださい。



○高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上および在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
- (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援および要介護1のひとり暮らし高齢者または高齢者のみからなる世帯
- (2)前年所得税課税年額が非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費およびこれに必然的に付随 する附帯工事費用

④助成率および助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

- (1)高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金と併せて 交付を受けることはできない。
- (2)介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。
- ※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)までお問い合わせください。





information.

○介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者および身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両 を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

- (1)高山村に在住し住所を有する方
- (2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者および介護家族
 - ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
 - イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下 肢・体幹の障がい者、または下肢および体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率および補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)までお問い合わせください。



◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者
- (2)ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用および利用料

全額村が負担(村の指定業者が設置)

※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)までお問い合わせください。



◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①対象者

高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

- (1)65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方
- (2)その他村長が特に必要と認めた方

②助成金額

(1)初期登録費用 運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用および専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して1回限り。

(2)**利用費用** 月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供 料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)までお問い合わせください。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方



おしらせ

information

- (1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方
- ②**利用券の限度額** 1 カ月あたり、5,000円(村が指定する業者でのみ使用可能)
- ※詳しくは社会福祉協議会(☎0279-63-2075)までお問い合わせください。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿および排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)介護保険法による介護認定の要支援1以上に該当する方
- (2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の額(1カ月当たり)

(1)要支援1および2の方 3,500円

(2)要介護度1および2の方 3,500円

(3)要介護度3および5の方 5,500円

(4)身体障害者手帳3級以上の方 5.500円

(5)療育手帳A判定の方 5,500円

※詳しくは社会福祉協議会(☎0279-63-2075)までお問い合わせください。



○ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持および孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

- ①配食対象者 高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守りが必要な介護 サービスの必要性があると思われる方
- ②配食の方法 昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。
- ③**利用料金** 1 食300円(利用者負担額)
- ※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)までお問い合わせください。

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

- ①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方
- ②**販売価格** 通常価格3,000円を2,000円で販売します。
- ※詳しくは住民課窓口(☎0279-63-2111 内線:66、67)までお問い合わせください。

○ぐーちょきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

- ①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方
- ②配布場所 役場住民課窓口・保健福祉センター(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは保健みらい課(☎0279-63-1311)、もしくは県庁介護高齢課(☎027-226-2581)までお問い合わせください。





飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和6年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上 の犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬を登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書(ハガキ)を会場 へ持参くださるよう**お願いいたします。

期日	会場	時 間
	火の口公民館	9:00~ 9:10
5	農協旧尻高支所(熊野)	9:20~ 9:35
月 16	北之谷住民センター	9:45~10:00
16 H	西地区スポーツ広場	10:10~10:25
日(木)	関田住民センター	10:35~10:50
1	役原地区住民センター	11:00~11:15
	高山村役場	11:25~11:50

期日	会場	時 間
	五領公民館	9:00~ 9:25
5	新田地区集会所	9:35~10:00
月 17	本宿公民館	10:10~10:35
日	原住民センター	10:45~11:00
金	梅沢集会所	11:10~11:30
	茶屋ヶ松集会所	11:40~11:50

☆手数料

注射のみ (登録済みの犬)

注射料 3.500円

・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,500円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆本年度の集合による登録および注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。 ☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線63)

山火事防止について

陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や 入山者等、山野で人が活動することが多く なることかと思います。

高山村消防団では4月28日から5月6日 まで山火事防止期間とし、消防車を利用し たパトロールを実施します。

また、新たに設置した班によるキャンペー ンを実施します。

●山火事防止キャンペーン

5月3日(金・祝) 日時 11時00分~

場 所 道の駅 中山盆地

その他 啓発品の配布を行います。

林野火災の原因は、タバコや火の不始末 など人的要因が多く、火気を取扱う際には 必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の 近くにおかない等、予防消防に努めましょう。 火災を発見した場合は局番なしの119番 に通報し、危険を感じた場合は避難してく ださい。

子育て支援サービス移行のお知らせ

高山村では、安心して子育てができるように子育て支 援策を実施していますが、補助金の在り方について検討 した結果、「出産祝金支給事業」、「乳児おむつ等購入費助成 事業」および「入学祝い金」は令和7年4月1日をもっ て終了いたします。

令和7年4月2日以降に出生した子どもさんには、新 事業である「子育て世帯応援給付金支給事業」が適応さ れます。新事業の内容は次の通りです。

○子育て世帯応援給付金支給

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に 寄与することを目的とし子育て世帯応援給付金を支給します。 支給該当区分および支給額

(1)出生して2週間以内に村の住民基本台帳に登録された時

100,000円

(2)満4歳に達する日の属する年度の4月 100,000円

100.000円

(3)小学校等に入学したとき (4)中学校等に入学したとき

100,000円

※令和7年4月1日までに出生した子どもさんは、現事業が継続します。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

- ●高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎0279-63-1311
- ●高山村教育委員会 ☎0279-63-3046



高山村収入保険加入促進助成金について

近年多発する自然災害や農産物価格の低下、更には 新型コロナウイルス感染症の影響など予測不能なリス クによって生じる農業収入の減少等、農業者の経営努 力では避けられない被害が発生しています。

そこで高山村では、農業者の所得の安定および持続 的な地域農業振興を図るため、農業者の収入保険への 加入を促進することを目的に高山村収入保険加入促進 助成事業を行います。

経営安定のためこの機会に収入保険へ加入を検討さ れてはいかがでしょうか。

- ●対象期間 助成金の交付は、1対象者につき1回限り。
- ●助成金額 掛け捨て分の保険料の2分の1(上限5万円)
- ■対象者 以下の全てを満たす必要があります。
 - ○高山村に住所を有する方(法人は本店または主た る事業所を村内に有する事業者)
 - ○収入保険に令和6年1月1日から令和6年12月 31日までに加入された個人・法人
 - ○村税等を滞納していない方
- 申請期限 令和7年1月31日(金)まで
- ●申請書類
 - 1 助成金交付申請書兼請求書
 - 委任状兼誓約書

3 加入した保険の内容(保険料等)が分かる書類の 写し(保険証書など)

※収入保険に加入され助成対象となる方は、群馬県 農業共済組合中之条支所が代行して申請手続きを 行います。

●収入保険の概要

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や農 産物価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響な ど、農業者の経営努力では避けられない様々なリスク による収入減少を補償する国の政策保険です。

①加入できる方

青色申告(農業所得)を行っている農業者 個人・

②保険期間

個人の場合は1月~12月、法人の場合は事業年 度の開始日から1年間

※加入申請は、保険期間が始まる2ヵ月前までに 行ってください。

③補償内容

保険期間の農産物販売収入が、基準収入(過去5) 年の平均販売収入)の9割を下回ったときに、下 回った額の9割を上限に補てんします。

《お問い合わせ先》

○助成金に関すること : 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

○収入保険に関すること:群馬県農業共済組合 北支所 ☎0279-26-2600

高山村農作物被害(野生動物による) 対策事業補助金について

高山村では、村内の農産物栽培の安定化を図る為、野生動 物被害の防止を目的とした防護対策(電気柵等)の設置経費に ついて、補助金を交付いたします。新たに電気柵等の設置を 考えている方はご活用ください。

- ●補助対象者 次の要件を満たす方
 - ①高山村内で農業経営を行う方
 - ②2戸以上の複数戸で共同設置する方。ただし、隣接する 農地がない場合または隣接する農地に防護対策が実施し てある場合は、この限りではない。
 - ③その他村長が認めた方
- 補助率および補助額

補助対象事業に要する経費の50%以内、事業費の上限は 50万円未満とする。(最大25万円補助)

- 対象農地 次の要件を満たす農地
 - ①農業の目的に供される土地
 - ②農作物の防護対策を目的とした補助金の交付を受けてい ないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた機械等 の耐用年数が経過している場合または、利用権の設定等 により過去に補助金の交付を受けた方以外が耕作する場 合は、この限りではない。
- ●事業期間 事業申請の年度内に完了する事業
- ●申請方法 高山村役場農林課まで申請書をご提出ください。

高山村パイプハウス貸付事業について

●事業の目的

当事業では、村が購入したパイプハウスを 希望する方に貸し付けることにより、施設導 入に係る初期投資のお手伝いとして施設購入 費の10分の6の額を借受者負担とし、これを 分割返済することにより負担の軽減を図り、 施設による農作物の栽培を推進するものです。

- パイプおよびフィルムとします
- ■貸付期間 10年間です 貸付料の返済が終了したときは、パイプハ ウスの返却は求めません
- ①村内に住所を有する個人および団体で、今 後10年以上にわたり出荷・販売を目的とす る農作物の栽培に取り組む見込みのある方
- ②村税等に滞納がない方
- ③パイプハウスの組立費用は借受者が負担 してください
- ④借受者は共済組合等の保証制度に加入し てください
- ⑤借受期間中④に該当しない軽微な修繕費 についても借受者が負担してください

申請受付期限: 令和6年5月31日(金)まで

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

高山村有機農業推進事業補助金について

高山村では、有機農業の推進を図ることを目的として、下記のとおり補助金を交付します。

- ■対象者 以下のいずれにも該当する個人または農業者団体
 - 1. 村内に住所を有すること
 - 2. 農業者団体は、代表者、組織および運営に関する規約等が定められていること
 - 3. 有機 I A S 認定を受けた者(有機農産物の生産行程管理者)
 - 4. 村税および使用料等の未納がないこと

●補助対象事業と必要書類

補助事業名	事業内容	補助率または補助額	必要書類
有機JAS認 証事業	有機 J A S 認証に 係る経費(登録認 定機関による認定 費用、審査費用等)	新規生産行程管理者は、 補助対象経費の10分の 10以内(上限10万円) 継続生産行程管理者は、 補助対象経費の10分の 8以内(上限5万円)	・交付申請書・有機 J A S 認定証または年次調査結果通知書の写し・有機 J A S 認証ほ場の一覧・経費の明細がわかる請求書等および領収書
有機JAS認 証ほ場の面積 拡大事業	村内農地における 有機JAS認証ほ 場の面積を拡大し た場合の補助		・交付申請書 ・前年度および本年度の有機JAS認定証または年 次調査結果通知書の写し ・前年度および本年度の有機JAS認証ほ場の一覧
農業者団体の 運営資金補助 事業	有機農業を推進する農業者の組織する団体の活動運営 資金に対する補助	前年度事業費等の2分の1以内(上限12万円)	・交付申請書 ・前年度決算書等の写し ・団体代表者または構成員の有機JAS認定証また は年次調査結果通知書の写し ・団体構成員名簿等

※交付申請書等は役場農林課にあります。

※記載のもの以外にも提出書類が必要な場合があります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

高山村6次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農産物を活用した6次産業に取り組む農業者等を支援し、特産品の創出や本村農 業の活性化を図ることを目的として、「高山村6次産業推進事業補助金」を交付します。村内の農産物を 活用する新たな商品の開発などを検討されている方はご活用ください。

●補助対象者

農業者または農業者の組織する団体で、次の要 件を満たしている方

- ①高山村に住所を有し、世帯全員が村税および 使用料等を滞納していないこと
- ②農業者の組織する団体にあっては、構成員の 世帯全員が村税および使用料等に滞納がなく、 組織および運営に関する規約等が定められて いること

●補助対象事業

次のいずれかに該当する事業

- ①商品の企画・開発に関する事業
- ②販路の拡大に関する事業
- ③農産物等加工施設の新設および改修等に関す

- ④地域食材供給施設等の新設および改修等に関 する事業
- ⑤農産物直売施設等の新設および改修等に関す
- ⑥加工および販売に係る機械設備等の導入・整 備に関する事業

●補助率および補助額

補助対象事業に要する経費の50%以内で、1事 業あたり300万円を限度

●事業期間

事業を申請した年度内に完了する事業

●申請方法

高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

information

「はかり」の定期検査を実施します

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受けることが義務 づけられています。高山村は今年度が受検年度となりますので、忘れずに検査を受けましょう。

当日は検査手数料が必要となります。ご不明な点については、お問い合わせください。

●日時 6月19日(水)

10:00~12:00

- 場所 いぶき会館1階ロビー
- 検査対象となる「はかり」
- ・工場、商店などで業務に使用するもの
- ・学校、幼稚園、保育園、病院、診療所などで健康 診断に使用するもの
- ・病院、診療所、薬局などで調剤に使用するもの
- ・農家、農協などで農産物の出荷・販売に使用するもの
- ・運送事業者(宅配便の取次店を含む)が業務に使用 するもの
- ・その他、取引・証明に使用するもの

《お問い合わせ先》

- ○(一社)群馬県計量協会
- ○群馬県計量検定所

○高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

☎027-263-8217

☎027-263-2436

令和6年3月末 住民基本台帳登録人口しらべ 男・女別

210 179 237	189 180 258	399 359	152 142
237			142
_	258		1
101		495	196
121	112	233	95
250	274	524	219
77	74	151	65
106	94	200	88
92	102	66	
51	42	93	37
74	70	144	54
78	72	150	68
100	100	200	95
4	6	10	10
25	32	57	30
16	29	45	45
1,620	1,634	3,254	1,362
1,142	1,180	2,322	984
478	454	932	378
	77 106 92 51 74 78 100 4 25 16 1,620	77 74 106 94 92 102 51 42 74 70 78 72 100 100 4 6 25 32 16 29 1,620 1,634 1,142 1,180	77 74 151 106 94 200 92 102 194 51 42 93 74 70 144 78 72 150 100 100 200 4 6 10 25 32 57 16 29 45 1,620 1,634 3,254 1,142 1,180 2,322

令和6年3月31日

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉 風薫る5月の小野子山〈赤芝コース〉に登り 天然記念物のゴヨウツツジを愛でて 頂上を目指そう!

●日時 令和6年5月18日(土)

●集合 8時45分道の駅「中山盆地」北側駐車場

●出発 9時00分

誘導車を先頭に、各自の車で登山口まで移 動します。乗り合わせにご協力ください。

- ●定員 20名(定員になり次第締め切り)
- ●用意するもの

昼食・飲み物・登山靴・杖・カメラなど。





申し込み・お問い合わせ先 高山村役場 地域振興課 ☎0279-63-2111(内線24)

教育長

山

 \Box

廣

副村長

平 形

郁

雄

村

長

後

藤

幸三

高山村役場 事務分掌一覧

地 域	振	興	課							総	務	課				課名
振興	系 ·	商工	係						,	庶務	係・則	才政係	Ŕ			
らの中心地づくり・ 家・総合計画・む	手・対策地策	良政・	地対策・	工画振調			ア・アト智祉会	保護・	青吸公開・個人青理・庁有車管理・月舎管理・	里付亻	方務に対し	自衛宮は	・坊心交通事務・消防	~ 褒	事 • 予 章 充	担当事務内容
係	係	係	係	補	補	課		主	係	係	係	補	補	参	課	職
長	長	長	長	佐	佐	長	任用職員 用務員	事	長	長	長	佐	佐	事	長	名
林	倉田	廣田	塚越	武田	山岸	林	佐藤	堀	武淵	平形	林	山岸	武田	飯塚	後藤	氏
美 紀	詩織	亜美	政義	和也	栄	隆文	京子	鈴花	ゆい	佑太	大生	孝宏	昌明	欣也	好	名

		建	設	課						農林	木 課	Į			保健	よらし	/)課	課名
建	設係・	上下7	水道係	・地象	籍 調 査	E 係			農	政係	• 林 務	孫			保健	係・福	祉係	
		E	上下水道· 国上周宅·法定外公共物·					道 業							支援センター・老人福祉・生活	担当事務内容		
主	主	係	係	補	補	課	再	主	主	主	係	係	補	課	任 田職 員 量 士	全保	主	職
事	任	長	長	佐	佐	長	再任用	主事補	事	任	長	長	佐	長	職年程	(主保健師	任	名
野上	小林	廣田	山田	平形	鈴木	割田	星野	和田結	小林	林	石坂	松井	都筑み	平形	松井	唐澤	飯塚	氏
太一	直人	和則	清隆	好崇	啓三	信一	茂樹	相 友 奈	市臣	康仁	唯	信之	みゆき	英俊	直美	萌子	美紀	名

教 育 委 員 会		課名
高 山 村 保 育 所	たかやまこども園	
保育所 ・ 児童館	教育・保育	担当事務内容
任会童放 任会保 任会保 任会保 再保 全保 全保 (全保 編保 用計支課 期計育 用計育 用計育 用計育 日前年育 職年長後 職年接後 職年 日 職年 日 東士 東士 長士 佐士	再 任 用 任 用 前 一 任 用 前 一 任 用 前 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	職名
山 関 田 星 飯 大 戸 大 萩 田 野 中 野 渕 川 木 原 村 ま あ よ 華 留	木 加 田 平村 部 村 形	氏
関大板原大木板原大木木原大木原不大木原不大木原不大木条名日中あそ上大条名日中あそ上大条名上大会会上大会会上大会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会上会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会会会日会 <td< td=""><td>朋 風 子 葵 月 望</td><td>名</td></td<>	朋 風 子 葵 月 望	名

(令和6年4月1日)

information

保健みらい課	住 民 課	税 務 会 計 課	地 域
保健係・福祉係	住民係・保険係	税務係・出納係	地 域
業・健康増進事業 学・健康増進事業 学・健康増進事業	戸籍・住民基本台 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	般·村税等取納 証明·出納事務全 社地保有稅·時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	炭素 お住定住対策・さ をのわの運営管理・ とのわの運営管理・
# 佐 星野 哲也 # 佐 星野 哲也 # 佐 星野 哲也 # 佐 星野千香子 # 佐 星野千香子 # 横長) 前村利世子 # 養土 佐々木優実	課 長 都筑喜久雄 (新寶里 本間 尚也 養新寶里 本間 尚也 養新寶里 本間 尚也 係 長 後藤 政樹 係 長 松井 智良 係 長 林 佐智世	東任用 割田 眞 上 事 松井皓之介

	教	育 委 員 会	
たかやまこども園	学校	学校給食センター	学校教育係・社会教育係
教育 ・ 保育	高山小学校用務	の運営管理	双方針・生涯学習 政方針・生涯学習 (学校教育係) 教職員人事・学校 教職員人事・学校 を設管理・育英事 業・中学生海外派 業・中学生海外派 業・中学生海外派 で社会教育係) 文化スポーツ振 文化スポーツ振 文化スポーツ振 文化スポーツ振 を理・文化財保護・ 図書室運営等
(保存教諭 (保育教諭 (保育教諭 (保育教諭 (保育教諭 (保育教諭 (任用職員 (上用職員 (上用職員 (上) (任) (任)	再用 任務 用員	任会調理 任会調 任会調理 任会計理理 假度	(会教的 係 係 係 係 補 課 吾寿主当社 長 長 長 長 佐 長
須 小 蟻 村 町 島 唐澤浩	茂木出	後割折後大 藤田茂藤渕	係長 版塚像長 断塚 原長 断塚 原長 断塚 原長 断塚 原長 断塚 原長 市川 は 原本 一
い 描 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	由美子	ひ と 歩 千 俊 み 美 晴 桃 幸	からられる 貴 紗 光 優一 光 恵 知 涼 代 郎

吾妻養護老人ホーム	吾妻広域町村圏振
所	興
長	整備
平形	組合
和彦	派遣

農業委員会事務別	固定資産評価審査 委員会事務局	監査委員 事務局	ï	選挙管理委	員会事務周	3	議会事	務局
農業者年金	固定資産評価審査委員 会事務	監查委員事務		A.Y. Sol. Sen. H. (Sol. ent.) XI to 1 mil. Sol.		議会事務		
書局	書	書	書	書	書	書記長	書	局
記長	記	記	記	記	記	長	記	長
(農林課長兼任) (農林課長兼任) 都筑みゆき	(議会事務局長兼任)	(議会事務局長兼任)	(総務課係長兼任)	(総務課係長兼任)	(総務課補佐兼任)	(総務課長兼任) 好	(総務課係長兼任)	小池 正浩